

登録速報（適用拡大）

農薬名：トライトラムフロアブル
登録番号：第23907号
適用拡大登録日：2019年2月27日

適用拡大登録内容

農薬登録申請書第7項中、次の事項を追加し、変更後のとおりとする。

- ・作物名「稲」の使用法「無人ヘリコプターによる散布」を「無人航空機による散布」に変更する。
- ・作物名「稲」の使用法「無人航空機による散布」に適用病害虫名「いもち病」を追加する。

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
稲	いもち病 カメムシ類 ウンカ類	1000倍	60~150L/10a	収穫14日前まで	2回以内	散布
	いもち病 カメムシ類	8倍	0.8L/10a			無人航空機による散布

エチプロールを含む農薬の総使用回数	テブフロキンを含む農薬の総使用回数
2回以内 (は種時(直播)又は移植時までの処理は1回以内)	2回以内

※当該変更に伴い、

- ①農薬登録申請書第8項中、3)、5)①を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

【変更前】

- 3) 本剤を無人ヘリコプターによる散布に使用する場合には次の注意事項を守ること。
5) ①ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人ヘリコプターによる散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。

【変更後】

- 3) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合には次の注意事項を守ること。
5) ①ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。

- ②農薬登録申請書第10項中、2)を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

【変更前】

- 2) 無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

【変更後】

2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

別紙

8. 使用上の注意事項

- 1) 使用の際は容器をよく振って均一な状態にして使用すること。また、希釈する場合は、所定量の水に加えてから十分攪拌すること。
- 2) 散布液調製後はそのまま放置せずできるだけ速やかに散布すること。
- 3) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合には次の注意事項を守ること。
 - ① 散布液の飛散によって他の動植物等への危被害あるいは自動車の塗装などへ被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ② 微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
 - ③ 各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ④ 散布中薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ⑤ 散布終了後は次の項目を守ること。
 - a) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。
 - b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。
- 4) 周辺の作物にかかると薬害を生じるおそれがあるため、かからないように十分注意して散布すること。
- 5) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
 - ② 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 6) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 7) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないよう注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- 1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- 2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。